

「容器弁の安全性点検」
 ～ 点検票の記載要領 ～

平成 25 年 11 月 26 日消防庁告示 19 号により、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和 50 年消防庁告示第 14 号)の一部が改正されました。これにより、容器弁及び安全装置については、安全性という点検項目が追加されました。それに伴い、消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の記載要領が従前とは異なってきますので、記載例を以下に示します。

なお、本記載例は、二酸化炭素貯蔵容器(安全性点検の期限が 25 年)を例に記載しています。他の消火剤貯蔵容器等の場合は、25 年を 30 年に読み替えてください。

- (1) 容器弁の封板等に損傷、腐食、漏れがなく、なおかつ設置後または当該点検実施後 15 年を超える容器弁がない場合。

点検項目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
容器弁	外形		○		
	安全性		○		該当なし
安全装置	外形		○		
	安全性		○		該当なし

- (2) 容器弁の封板等に損傷、腐食、漏れがなく、設置後または当該点検実施後 15 年を超える容器弁があったので、25 年に達する前に容器弁の安全性点検を実施した場合。

点検項目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
容器弁	外形		○		容器弁交換
	安全性		○		容器弁交換
安全装置	外形		○		容器弁交換
	安全性		○		容器弁交換

備 考	貯蔵容器:設置 13 本中、前回までに実施済 2 本、今回実施 1 本。 起動用容器:設置 3 本中、前回までに実施済 0 本、今回実施 1 本。
--------	--

- (3) 容器弁の封板等に腐食があったので交換し、設置後または当該点検実施後 25 年を超える他の容器弁もない場合。

点検項目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
容器弁	外形		⊗	封板に腐食	容器弁交換 容器弁再検査
	安全性		⊗		容器弁交換
安全装置	外形		⊗		容器弁交換
	安全性		⊗		容器弁交換

- (4) 設置後または当該点検実施後 15 年を経過した容器弁がある(ただし 25 年未満)が、点検の計画がない場合。

点検項目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
容器弁	外形		○		備考欄参照
	安全性		○		備考欄参照
安全装置	外形		○		備考欄参照
	安全性		○		備考欄参照

備考	1995 年設置であり、設置後 15 年を経過しているが点検の予定なし。 容器弁の安全性の点検を、設置後 25 年までに計画的に実施することが必要です。
----	---

- (5) 設置後または当該点検実施後 25 年を経過した容器弁がある場合。

点検項目		点 検 結 果			措置内容
		種別・容量等の内容	判定	不良内容	
容器弁	外形		×		備考欄参照
	安全性		×		備考欄参照
安全装置	外形		×		備考欄参照
	安全性		×		備考欄参照

備考	1985 年設置であり、設置後 25 年を経過している。 容器弁の安全性の点検が必要です。
----	--

なお、点検票の様式は消防庁告示により定められていますが、個々の容器弁の点検の実施管理を行うため、当工業会では「『容器弁の安全性』点検実施記録票」を策定し、消防庁予防課殿のご指導によりこの点検実施記録表を点検票に別紙として添付するようにしました。

点検実施記録票も、当工業会のホームページから無償でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

以上